

本人確認書類一覧

取引時確認の際は、下記本人確認書類のご提示にご協力をお願いいたします。

なお、取引時確認（ご本人さま確認）の際は、窓口にて**本人確認書類原本の写しを取得**させていただきます。

※個人のお客さまは、原則として「顔写真付き公的証明書類」にて本人特定事項の確認をお願いしております。

本人確認書類		確認方法
個人のお客さま	顔写真付き	運転免許証 運転経歴証明書 在留カード、特別永住者証明書 個人番号カード（マイナンバーカード） 旅券（パスポート） 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などの各種福祉手帳 上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があるもの
	顔写真のないもの	資格確認書（注1） 国民年金手帳（注2） 児童扶養手当証書 母子健康手帳
	その他	印鑑登録証明書 住民票の写し・住民票記載事項証明 戸籍の附票の写し 特別児童扶養手当受給証明書 上記のほか、官公庁発行書類等で、氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真のないもの（個人番号の通知カードを除く）
		元の提示（写しは不可）による ※ 窓口にて原本の写しを取得させていただきます。 ※ 2020年2月4日以降に申請された「旅券（パスポート）」については、現住所（住居）を確認できる補完書類が必要となります。 ※ 顔写真のない在留カードやマイナンバーカード等は、「顔写真のない本人確認書類」として取扱います。
		次のいずれかによる ① 提示＋転送不要郵便（通帳、キャッシュカード、お礼状など） ② 提示＋他の本人確認書類の提示 ③ 提示＋補完書類（公共料金の領収書等）の提示 ④ 提示＋他の本人確認書類（またはその写し）を金融機関宛に送付 ⑤ 提示＋補完書類（またはその写し）を金融機関宛に送付 （注1）2024年12月2日に健康保険の被保険者証が廃止されたことに伴い、健康保険証等の有効期限到来（最終2025年12月1日）までに「資格確認書」が発行されております。 （注2）2022年4月に年金手帳は廃止されましたが、現に交付されている国民年金手帳は本人確認書類としてご使用いただけます。
		提示＋転送不要郵便による ※ 転送不要郵便物が到着したことを確認できない場合はお取引を見合わせていただくことがございます。
		次のいずれかの対応を行う (1) 法人の代表者等から、法人および法人の代表者の本人確認書類の提示を受ける (2) ①本人特定事項（名称、本店または主たる事務所の所在地）の申告を受ける ②登記情報提供サービス（一般財団法人民事法務協会）から登記情報受信 (3) ①本人特定事項（名称、本店または主たる事務所の所在地）の申告を受ける ②法人番号公表サイト（国税庁）により本人特定事項（名称、本店または主たる事務所の所在地）を確認 ③実質的支配者の本人特定事項の申告を受ける ※ハイリスク取引の場合は株主名簿、登記事項証明書等の書類を確認
法人のお客さま	登記事項証明書	
	印鑑登録証明書	
	上記のほか、官公庁発行書類で法人の名称および本店または主たる事務所の所在地の記載があるもの	